東北芸術工科大学 ガバナンス・コードにかかる適合状況等 に関する報告書

点検日:令和5年8月23日

I 東北芸術工科大学ガバナンス・コードについて

東北芸術工科大学(以下「本学」といいます。)は、令和3年10月29日に「東北芸術工科大学ガバナンス・コード」を制定しました。

本学が、建学の精神に基づく私立大学としての自主性と自律性を発揮しながら特色ある教育研究を通じて優れた人材を育成し、学術文化の向上及び産業の進行に貢献するとともに、その成果を社会へ還元し続ける公共性の高い使命を果たしていくための行動規範とすることが制定の目的です。

このガバナンス・コードは広く社会やステークホルダーに対し発信するため、大学のホームページ(以下「HP」といいます。)にて公表しています。

Ⅱ 適合状況の点検について

本学は、ガバナンス機能の向上を図るため、毎年10月31日までにガバナンス・コードの点検・見直しを行うこととしており、その結果についてはHPにて公表することとしています。

今回は、令和4年8月に続き、3年目の点検作業を実施し、監事による審査を経て常任理事会にてその結果を最終確認したものです。適合状況は次の3段階で評価しています。

【適合状況評価基準】 ○:全項目実施 △:一部項目未実施 ×:全項目未実施 点検結果の概要は、III及びIVのとおりです。

Ⅲ 適合状況及び点検結果の概要

第1章	私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重	適合状況	解説
1-1	建学の精神	0	_
1-2	教育と研究の目的	0	_

第2章	安定性・継続性(学校法人運営の基本)	適合状況	解説
2-1	理事会	0	_
2-2	理事	0	_
2-3	監事	\triangle	(5)
2-4	評議員会	0	_
2-5	評議員	0	

第3章	数学ガバナンス(権限・役割の明確化)	適合状況	解説
3-1	学長	0	_
3-2	教授会	0	_

第4章	公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)	適合状況	解説
4-1	学生に対して	0	_
4-2	教職員等に対して	0	_
4-3	社会に対して	0	_
4-4	危機管理及び法令遵守	0	_

第5章 透明性の確保(情報公開)	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	0	_

【適合状況評価基準】 ○:全項目実施 △:一部項目未実施 ×:全項目未実施

Ⅳ 適合状況についての解説

2-3 (5) 常勤監事の設置

現在、監事については非常勤監事3人体制となっていることから、「副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事並びに常任理事会の設置に関する規程」第2条の2の規定に基づき、引き続き常勤(常任)監事の人材確保に努めて参ります。

V 適合状況及び点検結果の詳細

第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
私立大学の存在意義は、建学の精神・	0	本学は、全国初の公設民営型の4年制
理念にあり、それに基づく独特の学風		大学として生まれました。
が自主性・自律性として尊重され、個		その設立経緯並びに建学の精神のも
性豊かな教育・研究を行う機関として		と、本学は芸術とデザインの教育研究
発展してきました。		を通じて現代社会の抱える様々な問題
私立大学は、社会の発展と安定に不可		を解決できる人材の育成に取り組んで
欠な極めて厚い中間層の形成に大きく		きました。また、産官学連携事業等を
寄与してきました。また、私立大学は		通じて地域社会にも開かれた大学とし
地域社会において高等教育へのアクセ		て、その存在感をますます高めつつあ
スの機会均等と知的基盤としての役割		ります。
も果たしてきました。		本学では、今後も社会における私立大
学校法人東北芸術工科大学(以下、本		学の存在意義を高めていくために、日
法人)は、建学の精神に基づく、私立		本私立大学協会の制定した「私立大学
大学としての使命を果たしていくため		版ガバナンス・コード」を規範とした
に、また、教職員はその使命を具現す		「東北芸術工科大学ガバナンス・コー
る存在であるために、日本私立大学協		ド」を令和3年10月29日に制定し、大
会の制定した「私立大学版ガバナン		学の運営基盤の一層の強化に努めるこ
ス・コード」を規範にし、適切なガバ		とを宣言しました。
ナンスを確保して、時代の変化に対応		また、令和元年12月には学校法人東北
した大学づくりを進めていきます。		芸術工科大学(以下「本法人」といい

また、中期的な計画を策定・公表し、
学生をはじめ様々なステークホルダー
に対し、私立大学の教育、研究及び社
会貢献の機能を最大化し、価値の向上
を目指していきます。

ます。)の中期的な計画を「TUAD vision 2024」としてまとめ、HPへの 掲載や印刷物として、広くステークホ ルダーに発信しています。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念・教育方針

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
建学の精神・理念・教育方針は次のと	0	建学の精神は「大学設立の宣言」に集
おりです。		約され、入学式及び卒業式などの重要
建学の精神:		な式典にて朗読されるとともに、受験
本法人は、公(山形県、山形市)が設		を希望する資料請求者にも印刷物とし
立した学校法人という経緯もあり、地		て配付されており、学生・教職員に広
域社会における知的基盤として、不断		く浸透しています。
の改革を進めてきました。そして、そ		この建学の精神に基づく本学の理念・
の行動規範を示すのが「大学設立の宣		教育方針が形成され、東北芸術工科大
言※1」です。設立の宣言は、入学		学学則(以下「学則」といいます。)
式・卒業式の式典の冒頭で朗読され、		第1条及び東北芸術工科大学大学院学
入学案内の冒頭に記されるなど、学		則第1条等に掲げられている教育目的
生、教職員の信条・行動指針となって		へとつながっています。
います。		
※1「大学設立の宣言」1992年 徳山詳		
直理事長が起草		
この大学は、悠久の大河最上川をつつ		
んで、蔵王連峰、出羽三山、朝日連峰		
に囲まれる日本文化の源流、縄文の奥		
深い土壌の中から生まれた。		
産業革命に始まる近代文明は、二十世		
紀末の今日に至って、人類自らを存亡		
の危機に立たせている。		
科学技術と経済理論によって支配され		
た現代社会は、それ故に、人類史を貫		
いてきた精神の尊厳、人間であること		
の意味を、根底から問われるに至っ		
た。		
目前に迫った新しい世紀は、戦争と平		
和、南北問題、更には体制崩壊の問題		
を基軸とする新しい世界調和への展		
望、そして何よりも、この母なる大地		
一地球一をいかにして守るか、この大		

学は、芸術的創造と、人類の良心によって科学技術を運用する新しい世界観の課率を目指して、その課題に応えたい。

わが大学の前に道はなし。 あるは、歴史的実験のみー。

大学の理念:

芸術的創造と良心による科学技術の運用により、新しい世界観の確立を目指します。

教育方針:

東北芸術工科大学(以下、本学)は、 教育基本法の精神に則り、学術文化の 中心として広く知識を授けるととも に、深く芸術学、デザイン工学に関す る専門の学芸を教授研究し、知的、道 徳的及び応用的能力を展開させて、 「術」と「学」の一体化による「も の」を形作ることを喜びとする人材を 育成し、学術文化の向上及び産業の振 興に貢献することを目的とします。

1-2 教育と研究の目的

(1) 建学の精神・理念・教育方針に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 教育目的	0	建学の精神のもとに形成された本学の
将来、一人一人が社会のあらゆる場面		教育研究目的は、「人と自然を思いや
で活躍できるよう、東北芸術工科大学		る想像力と、社会を変革する創造力を
では大学の理念を基に、学生が身に付		身に付け、自らの意思で未来を切り拓
けるべき力として次の4つを定めていま		くことができる人材の育成」であり、
す。		より具体化され、学生が身に付けるべ
1) 本質を見ようとする姿勢、純粋な		き「4つの力」とともにHP及び学修・
目:「想像力」 Imagination		学生生活サイトに掲載されています。
2) 想いを形にできる力:「創造力」		また、本学の教育研究目的は芸術学部
Creativity		及びデザイン工学部それぞれの教育研
3) 問題提起と解決への強い意志:「意		究目的に落とし込まれ、学則第1条の3
志」Spirit		に以下のとおり記されています。
4) 社会的・職業的自立のための能力・		○芸術学部
態度:「社会性」 Sociality		芸術学部は、確かな造形哲学とそこか
		ら生まれる表現や文化的創造の時代や
		社会への関わりを観察する力、また個
		人の感性を育て、その観察力と感性に

よって他者との新たな接点を開拓し、 芸術的創造によって社会に貢献できる 人材の育成を目的とする。

○デザイン工学部

デザイン工学部は、現代の人々の生活 環境のあるべき姿を芸術の感性と工学 の理性を融合する創造的思考によって 考究し形作る人間の育成を教育の基本 目的とし、創造的活動を通して社会に 貢献する人材の育成を目的とする。

(2) 中期的(5年)な計画の策定と実現に必要な取組みについて

(2) 中期的(3年)な計画の東足と美現に必要な取組みについて					
項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容			
① 安定した経営を行うために、中期的	\circ	① 本法人の中期的な計画は「TUAD			
な学内外の環境の変化の予測に基づ		vision 2024」というタイトルで令和			
く、適切な中期計画の検討・策定を		元(2019)年12月に策定されてい			
します。		ます。			
② 中期計画の進捗状況、財務状況につ		② 中期計画の進捗状況及び財務状況			
いては、理事会で進捗状況を管理把		については毎年度の事業報告及び決			
握し、その結果を内外に公表するな		算に基づき理事会で進捗を確認して			
ど、透明性ある法人運営・大学運営		おり、その結果を公表することによ			
に努めています。		り透明性のある法人・大学運営を行			
		っています。			
③ 中期計画を単年度の教育計画、事務		③ 中期計画をもとに、各年度の教育			
局重点課題につなぎ、その目標から		計画や事務局重点課題を設定すると			
教職員の個人目標に落としこむこと		ともに、各部門及び教職員一人ひと			
で、「理念」から「個人の行動指		りの活動目標にまで落とし込まれて			
針」まで一気通貫するシステムとし		業績評価を行う「ポートフォリオ制			
ていきます。		度」を運用しています。			
④ 中期計画はWeb公開し、外部に意見		④ 中期計画はHPで公表し、ステーク			
等を聴取します。		ホルダーをはじめとする外部に発信			
		することで、広く意見を聴取しま			
		す。			
⑤ 改革のために、教職協働の観点から		⑤ 事務職員の職位に応じた研修制度			
も事務職員の人材養成・確保など事		を整備し、職員の能力開発を計画的			
務職員の役割を一層重視します。		に実施しています。			
⑥ 経営陣と教職員が中期的な計画を共					
有し、教職員からも改革の実現に際		⑥ 学長及び学部長などの教学執行部			
して積極的な提案を受けるなど法人		と事務局の責任者が一体となって教			
全体の取組みを徹底します。		学全般の諸課題に対応する「学長			
		会」において、日頃より中期的な計			
⑦中期的な計画に盛り込む内容		画を共有しつつ意見交換を行ってい			

- ア 建学の精神・理念に基づき育成する 人材像
- イ 教育体制及び学生の進路支援
- ウ 社会貢献の方策
- エ財政基盤の安定化策
- オ学習環境基盤整備計画

ます。

⑦ 中期的な計画は、「TUAD vision 2024」としてとりまとめられ、左記アからオまでの事項を具体的に盛り込んでいます。

(3) 本法人の社会的責任等

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 自主的に運営基盤の強化を図るとと	0	① 学校法人東北芸術工科大学寄附行
もに、本学の教育の質の向上及び経		為(以下「寄附行為」といいま
営の透明性の確保を図るよう努めま		す。)を遵守し、適正な法人運営を
す。		行うとともに、教員のファカルテ
		ィ・ディベロプメント(以下
		「FD」といいます。)活動や業績
		評価の取り組みを通じて教育の質を
		高めています。こうした教育情報及
		び財務情報を積極的に公表すること
		で、本学の教育の質の向上及び経営
		の透明性の確保を図るよう努めてい
		ます。
		② 学生への教育が最大の優先事項で
② 学生を最優先に考え、文部科学省、		あることは教職員総会等を通じて本
日本私立学校振興・共済事業団、教		学の構成員との共有を図っていま
職員、保護者、卒業生、地域社会構		す。また、校友会、保護者会及び後
成員等他のステークホルダーとの関		援会などの組織を通じて各種ステー
係を保ち、公共性・地域貢献等を念		クホルダーとの良好な関係性を保つ
頭に学校法人経営を進めます。		ことで、公共性や地域貢献等を念頭
		に置いた学校法人経営を進めていま
		す。
		③ 事務局の管理職への女性職員の登
③ 私立大学の目的達成のためには、多		用や教員公募におけるポジティブア
様性への対応が不可欠との認識に立		クション並びに障害者雇用への取り
ち、男女共同参画社会への対応や、		組みなどを通じて多様性への対応に
障害を理由とする差別の解消の推進		取り組んでいます。
に関する基本方針(平成27年2月24日		
閣議決定)をはじめ、多様性への対		
応を実施します。		

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を果たすため、まうな役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な方及び仕組みを構築します。

本法人は寄附行為第3条においてその設置目的を掲げ、第4条ではその目的を実現するために設置する学校等について定めるとともに、法人運営の中核をなす理事会及び評議員会に関する事項を定めています。

また、「学校法人東北芸術工科大学理事会業務委任規程」(以下「理事会業務委任規程」といいます。)及び「副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事並びに常任理事会設置に関する規程」並びに「学校法人東北芸術工科大学組織規程」(以下「組織規程」といいます。)などを定めることで安定性と継続性のある法人運営体制を構築しています。

一方、「監事監査規程」及び「自己点 検・評価に関する規程」などを制定す ることで業務執行の監視体制や教育研 究の質保証を担保しており、法人の自 律的なガバナンス体制を構築していま す。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 意思決定の議決機関としての役割	0	① 理事会は、寄附行為第15条第2項に
ア 理事会は、学校法人の経営強化を念		あるとおり、学校法人の業務を決
頭におき業務を決し、理事の職務執		し、理事の職務の執行を監督する機
行を監督します。		関として定期的に開催され、理事の
		職務執行を監督しています。
② 理事会の議決事項の明確化等		② 理事会業務委任規程第2条では理事
ア 理事会において議決する学校法人に		会において議決する重要事項を定め
おける重要事項を寄附行為等に明示		るとともに、その結果は寄附行為第
します。		16条の規定に基づき議事録としてま
イ 理事会において議決された事項は、		とめ、事務所に保管しています。ま
議事録に記録し、保管します。		た、原則月1回開催される常任理事
ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告		会を通じて、業務執行者から理事会
がなされるよう留意します。		へ適切な報告がなされるよう留意し
③ 理事及び運営責任者の業務執行の監		ています。
超		③ 理事会では、担当理事による事業
ア 理事会は、理事及び設置大学の運営		報告とともに大学の運営責任者であ

 \bigcirc

責任者(学長、副学長及び学部長等)に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

- イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有 が行われるよう監督を行うととも に、内部統制やリスク管理体制を適 切に整備します。
- ④ 学長への権限委任等
- ア 学長が任務を果たすことができるようにするため、理事会の権限の一部 を学長に委任しています。
- イ 学長が滞りなく任務を果たすことが できるようにするため、補佐役とし て副学長を置くことを組織規程に定 め、教学運営体制の強化を図りま す。
- ウ 各々が所掌する校務については、可能な限り規程整備等による可視化を 図ります。
- ⑤ 実効性のある開催
- ア 理事会は、年間の開催計画を策定 し、審議予定事項について、事前に 全理事に共有できるよう努めます。
- イ 審議に必要な時間は十分に確保します。
- ⑥ 役員(理事・監事)は、(ァ)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(ィ) その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
- ⑦ 役員(理事・監事)が学校法人又は 第三者に生じた損害を賠償する責任 を負う場合、他の役員も当該損害を 賠償する責任を負うときは、これら の者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員(理事・監事)の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

る学長から近況報告を受けています。また、大学の運営責任者(学長、副学長及び学部長等)が構成員となっている学長会へ一部の理事も陪席することにより、常に学内の情報共有がなされることで、内部統制やリスク管理が適切に行われる体制となっています。

④ 理事会業務委任規程第4条により大 学の校務を学長に委任するととも に、組織規程に基づき副学長及び各 種役職者とその役割について定め、 組織的な教学体制を形成していま す。

- ⑤ 理事会の開催にあたっては寄附行 為第15条第5項及び第6項の規定に 基づき会議の招集を行っています。 審議予定事項について事前に全理事 に共有することで、実効性のある理 事会運営がなされています。
- ⑥ 役員(理事・監事)は研修等を通 じて私立学校法及び関係法令等を遵 守し、それぞれが責任をもって業務 にあたっています。
- ⑦ 役員(理事・監事)は研修等を通 じて私立学校法及び関係法令等を遵 守し、それぞれが責任をもって業務 にあたっています。
- ⑧ 寄附行為第42条及び第43条の規定 により、役員(理事・監事)の責任

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

が加重とならないよう、損害賠償責任の減免の規定を整備しています。

⑨ 寄附行為第15条第13項において、 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないこととしています。

2-2 理事

(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 理事長は、学校法人を代表し、その	0	① 寄附行為第11条において、理事長
業務を総理します。		は、学校法人を代表し、その業務を
		総理するものと定めています。
		② 「副理事長、専務理事、常務理事
② 理事長を補佐する理事として、副理		及び常任幹事並びに常任理事会の設
事長または必要に応じて専務理事及		置に関する規程」に基づき、現在は
び常務理事を置き、法人運営体制の		副理事長1名を置き、理事長を補佐
強化に努めます。		しています。
		③理事長及び理事の解任については、
③ 理事長及び理事の解任については、		寄附行為第10条に定めています。
寄附行為に明確に定めます。		④理事は、私立学校法その他関係法令
④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守		等並びに本法人寄附行為を遵守し、
し、学校法人のため忠実にその職務		それぞれが責任をもって業務にあた
を行います。		っています。
		⑤ 私立学校法の規定に基づき、理事
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に		は、善管注意義務及び第三者に対す
対する賠償責任義務を負います。		る賠償責任義務を負っています。
		⑥ 私立学校法第40条の5の規定に基
⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及		づき、理事は、学校法人に著しい損
ぼすおそれのある事実を発見した場		害を及ぼすおそれのある事実を発見
合は、これを理事長及び監事に報告		した場合は、これを理事長及び監事
します。		に報告します。
		⑦ 理事が、利益相反取引を行おうと
		する場合は、私立学校法第40条の5
⑦ 学校法人と理事との利益が相反する		の規定に基づき、理事会において当
事項については、理事は代表権を有		該取引について事実を開示し、承認
しません。また、利益相反取引を行		を受ける責務を負うこととしていま
おうとするときは、理事会において		す。
当該取引について事実を開示し、承		
認を受ける責務を負います。		

_____ (2) 学内理事の役割

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 教職員である理事は、知識・経験・	0	① 教職員である理事は、現在、1号理
能力を活かし、教育・研究、経営面		事である学長に加え、事務局長の職
について、大学の持続的な成長と中		にある者が理事に選任されており、
長期的な安定経営のため適切な業務		大学の持続的な成長と中長期的な安
執行を推進します。		定経営のため適切な業務執行が推進
		されています。
② 教職員として理事となる者について		② 学長の教育研究業務を補佐するた
は、教職員としての業務量などに配		めの特任教員を採用するなど、教職
慮しつつ、理事としての業務を遂行		員としての職責と業務量に配慮しつ
します。		つ理事としての職務が遂行できるよ
		うに対応しています。

(3) 外部理事の役割

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 複数名の外部理事(私立学校法第38	0	① 点検日時点で就任している理事11
条第5項に該当する理事)を選任し		名のうち、7名が外部理事となって
ます。		います。
② 外部理事は、学校法人の経営力・マ		② 外部理事は学校法人運営に関する
ネジメントの強化のため、理事会に		有識者に加え、産業界及び地域など
おいて多面的な視点から意見を述		からの有識者を揃えており、戦略的
べ、理事会の議論の活発化に大きく		な学校法人経営における理事として
寄与し、理事としての業務を遂行し		の役割を遂行しています。
ます。		③ 理事会開催通知には予定議題をあ
③ 外部理事には、審議事項に関する情		らかじめ明示して周知するととも
報について理事会開催の事前・事後		に、必要に応じて事前・事後のフォ
のサポートを十分に行います。		ローを行うようにしています。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
本法人は、全理事(外部理事を含む)	0	理事会開催日などの機会をとらえ、理
に対し、十分な研修機会を提供し、そ		事に対する研修機会の充実に努めてい
の内容の充実に努めます。		ます。

2-3 監事

(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 監事は、善管注意義務及び第三者に	0	① 私立学校法第35条の2の規定に基づ
対する賠償責任義務を負います。		き、監事は、善管注意義務及び第三
		者に対する賠償責任義務を負ってい
② 監事は、その責務を果たすため、寄		ます。

附行為の定めに則り、理事会に出席 して意見を述べるとともに、その他 の重要会議に出席することができま す。

- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人 に著しい損害が生じるおそれがある ときは、当該理事に対し当該行為を やめることを請求できます。

- ② 監事は、理事会及び評議員会並び に常任理事会へ出席し、必要に応じ て意見を述べるなどにより、寄附行 為第14条に定める監事の責務を果た しています。
- ③ 寄附行為第14条第1項第1号から第3 号までの規定並びに学校法人東北芸 術工科大学監事監査規程(以下「監 事監査規程」といいます。)(令和 5年4月1日施行)に基づき、監事 は、学校法人の業務、財産の状況及 び理事の業務執行の状況を監査しま す。
- ④ 寄附行為第14条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、文部科学大臣に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、当該報告のために必要があるときは、監事は、理事会・評議員会の招集を請求できるものとなっています。
- ⑤ 寄附行為第14条第3項の規定に基づき、監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できることとなっています。

(2) 監事の選任

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 監事の独立性を確保する観点を重視	0	① 監事の選任については寄附行為第7
し、理事会において選出した候補者		条の規定に基づき理事会において選
のうちから、評議員会の同意を得		出した候補者のうちから、評議員会
て、理事長が選任します。		の同意を得て、理事長が選任してい
② 監事は2人以上3人以内を置くことと		ます。
します。		② 令和5年度の点検日現在、監事には
③ 監事の業務の継続性が保たれるよ		3人が選任されています。
う、監事相互の就任・退任時期につ		③ 役員改選にあたっては、監事の業
いて十分考慮します。		務の継続性を念頭に選任案等を検討
		しています。

(3) 監事監査基準

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 監査機能の強化のため、監事監査規	0	①令和5年3月22日開催の令和4年度第
程等を作成します。		2回理事会にて「学校法人東北芸術
		工科大学監事監査規程」(以下「監
		事監査規程」といいます。)の制定
		が承認され、令和5年4月1日付けで
		施行されました。
		② 監事監査規程第5条の規定により、
② 監事は、監査計画に基づく計画的な		毎年度監事から理事長に対し監査計
監査を実施します。		画を提出することとされており、当
		該計画に基づいて監事監査を実施す
		ることとしています。
		③ 寄附行為第14条第1項第4号の規定
		に基づき、監事は毎年度監査報告を
③ 監事は、監査結果を具体的に記載し		作成し、当該会計年度終了後2月以
た監査報告書を作成し、理事会及び		内に理事会及び評議員会へ報告して
評議員会に報告し、これを公表しま		います。なお、監査報告書はHPに
す。		て公表しています。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
項目(ガバナンス・コード原文) ① 監事、公認会計士(及び内部監査者の三者)による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。 ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。 ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための体制を整えます。	○	点検内容 ① 監事は公認会計士との定期的な意見交換を行っています。また、必要に応じて内部監査室長及び内部監査担当者との情報交換を行うことで、監事監査の機能の充実を図っています。 ② 文部科学省開催の研修会などを通じて監事の研修の機会を設けています。 ③ 監事に対する理事会開催通知には審議予定事項を明示して周知するとともに、必要に応じて事前・事後のサポートを行っています。
ための体制を整えます。 ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。		サポートを行っています。 ④ 監事監査規程第8条において監査業務の補助者を置くことができると定めており、監事への支援体制の整備に努めています。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、	\triangle	現職の監事はいずれも非常勤となって
常勤監事を設置するよう努めます。		いますが、常勤監事適任者の確保に向
		けて引き続き努力します。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
次に掲げる事項について、理事長は、	0	左記に掲げる事項については寄附行為
評議員会に対し、あらかじめ、評議員		第19条の規定に基づきあらかじめ評議
会の意見を聞きます。なお、諮問事項		員会の意見を聞くこととしています。
に関して特別の利害関係を有する評議		また、第17条第12項の規定に基づ
員は、議決に加わることができませ		き、評議員会の議事に関して特別の利
ん。		害関係を有する評議員は、議事に加わ
① 予算及び事業計画		ることができないとしています。
②事業に関する中期的な計画		
③ 借入金(当該会計年度内の収入をも		
って償還する一時の借入金を除		
く。)及び基本財産その他重要な資		
産の処分		
④ 役員に対する報酬等(報酬、賞与そ		
の他の職務遂行の対価として受ける		
財産上の利益及び退職手当をい		
う。)の支給基準		
⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利		
の放棄		
⑥ 寄附行為の変更		
⑦ 合併		
⑧ 目的たる事業の成功の不能による解		
散		
⑨ 寄附金品の募集に関する事項		
⑩ その他この法人の業務に関する重要		
事項で理事会において必要と認める		
もの		

(2)

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
評議員から意見を引き出す議事運営方 法の改善に努めます。	0	評議員会では毎回学長による近況報告 を行うなどにより、評議員からの意見 を引き出す議事運営方法の改善に努め ています。

(3)

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
評議員会は、学校法人の業務若しくは 財産の状況又は役員の業務執行の状況 について、役員に対して意見を述べ、 若しくはその諮問に答え、又は役員か ら報告を徴することができます。	0	寄附行為第20条の規定に基づき、評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴するものとしています。

(4)

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
評議員会は、監事の選任に際し、理事	0	理事長は、寄附行為第7条第2項の規定
長が評議員会の同意を得るための審議		に基づき資質や専門性並びに独立性な
をします。その際、事前に理事長は当		どについて十分検討のうえ監事候補者
該監事の資質や専門性について十分検		を選出し、同条第1項の規定に基づき
討します。		評議員会の同意を得て選任していま
		す。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 評議員の人数は、理事人数に対して	0	① 評議員の人数は寄附行為第21条に
十分な人数を選任します。		規定により19人から25人とされて
		います。理事の人数は寄附行為第5
		条第1項第1号の規定により9人から
		12人とされています。
		点検日時点で評議員は23人となって
		おり、理事11人に対し2倍を超える
		人数となっています。
		② 評議員は、左記ア〜ウの区分ごと
		に寄附行為所定の手続きを経て選任
② 評議員となる者は、次に掲げる者と		されています。区分ごとの評議員数
しています。		は以下のとおりです。
ア 本法人の職員で理事会において推薦		ア 本法人の職員で理事会において推
された者のうちから、評議員会にお		薦された者のうちから、評議員会に
いて選任した者		おいて選任した者 6~8人
イ 本法人の設置する学校を卒業した者		イ 本法人の設置する学校を卒業した
で年齢25年以上の者のうちから、理		者で年齢25年以上の者のうちから、
事会において選任した者		理事会において選任した者 3~4
ウ 学識経験者のうちから、理事会にお		人
いて選任した者		ウ 学識経験者のうちから、理事会に
		おいて選任した者 10~13人
		③ 評議員は上記②に記載の所定の手

③ 学校法人の業務若しくは財産	産状況又
は役員の業務執行について、	意見を
述べ若しくは諮問等に答える	るため、
多くのステークホルダーから	う、広範
かつ有益な意見具申ができる	る有識者
を選出します。	

④ 評議員の選任方法は、各選出区分の 候補者を寄附行為に基づき理事会又 は評議員会が選任する扱いとしてい ます。 続きを経て選任するにあたり、他大 学関係者、地元高校関係者、産業 界、芸術文化関係者などから選出し ており、広範かつ有益な意見具申が なされるようになっています。

④ 評議員の選任は、寄附行為の規定に基づき適切に行っています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 学校法人は、評議員に対し審議事項 に関する情報について、評議員会開	0	① 評議員会開催通知には審議予定事項を明示して周知するとともに、必
催の事前・事後のサポートを十分に		要に応じて事前・事後のサポートを
行います。		行うこととしています。 ② 評議員会開催日などの機会をとら
② 本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充		え、評議員に対する研修機会の充実 に努めています。
実に努めます。		

第3章 教学ガバナンス (権限・役割の明確化)

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
学長の任命は、東北芸術工科大学学長	0	学長は、「東北芸術工科大学学長選任
選任規程に基づき、理事会の諮問を経		規程」の規定に基づき理事会の議を経
て、理事長が学長を任命します。		て理事長が任命しています。
私立学校法において「理事会は、学校		なお、理事会で審議するための学長候
法人の業務を決する」とありますが、		補者の選考については、「東北芸術工
理事会及び理事長は、大学の目的を達		科大学学長選考委員会設置規程」に基
成するための各種政策の意思決定、副		づき選考委員会が行うことで学長選任
学長、学部長等の任命、教員採用等に		手続の平準化を図るとともに、建学の
ついては、学長の意向が十分に反映さ		理念の実現及び教育目的の達成に叶う
れるように努めます。		候補者の公正な選出に努めています。
		また、理事会は、理事会業務委任規程
		第4条の規定に基づき大学の校務を学
		長に委任するにあたり、学長が議長と
		なる「学長会」及び「教員選考委員

	会」の設置などにより、大学の運営に 学長の意向が十分に反映されるように 努めています。

3-1 学長

(1) 学長の責務

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 学長は、建学の精神及び大学の理念 を踏まえ、学術を中心とした広い知 識を授けるとともに、「芸術的創造 と良心による科学技術の運用によ	0	① 学長は、寄附行為第6条第1項第1号 の規定に基づき理事を務めるととも に、「学長会」及び「代表教授会」 を主宰するなどにより大学教学面の
り、新しい世界観の確立を目指す」 というビジョンを達成するため、リ ーダーシップを発揮し、大学教学運 営を統括します。		運営を統括し、リーダーシップを発揮しています。
② 所属職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、 これらを積極的に周知し共有することに努めます。		② 新学期開始時など教学上重要な節目に「教職員総会」を開催しており、学長が所信や当該年度の教育目標を全教職員に周知し共有する機会を設けています。

(2) 学長補佐体制(副学長・学部長の役割)

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 大学に副学長を置くことができるよ	0	① 組織規程第3条の規定に基づき、点
うにしており、東北芸術工科大学組		検日時点で2名の副学長を置いてい
織規程において「副学長は、学長を		ます。
助け、命を受けて校務をつかさど		なお、1名は「学生支援担当」もう1
る。」としています。		名は「教育推進担当兼産学連携担
		当」とその役割を明確にしていま
② 学部長は、学校法人東北芸術工科大		す。
学組織規程において「学部長は、学		② 学部長は所属教員を構成員とする
長を補佐し、学長の命を受けて、当		「教授会部会」を主宰し、当該学部
該学部の教育及び研究に関する業務		の教育研究に関する業務を統括して
を統括する。」としています。		います。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
大学の教育研究の重要な事項を審議す	0	学校教育法第93条の規定を踏まえて本
るために教授会を設置しています。審		学に教授会を設置しています。「東北
議する事項については東北芸術工科大		芸術工科大学教授会運営細則」第5条
学規程教授会運営細則に定めていま		において代表教授会は、学長が同規程

す。ただし、学校教育法第93条に定め	に掲げる事項について決定を行うに当
られているように、教授会は、定めら	たり意見を述べるものとし、審議事項
れた事項について学長が決定を行うに	の最終判断は学長が行っています。
あたり意見を述べる機関であり、学長	
の最終判断が教授会の審議結果に拘束	
されるものではありません。	

第4章 公共性・信頼性 (ステークホルダーとの関係)

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う本法人においても、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー(学生・保護者、同窓生、教職員等)はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担	○	本学は、開学以来「東北芸術工科大学設立の宣言」を基本理念に掲げ、役員及び教職協働体制による教育の質保証に努めてきました。特色ある教育研究と安定した法人運営を実践してきた結果、本学は、ステークホルダーである学生及び保護者並びに同窓生及び教職員等はもとより、地域社会や産業界などからも広く信頼を獲得しています。開学30周年を経た現在、本学の存在感はますます高まっており、私立学校法
保します。		で求められる公共性と信頼性を十分に担保しています。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

ナルグ十米にエるナリの追加でより六件	H J VC - 9 J PE VC O 8	N 7 0
項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 3つの方針(ポリシー)	0	① 芸術学部、デザイン工学部それぞ
ア 卒業認定・学位授与の方針 / ディプ		れの3つのポリシーを定め、HP及び
ロマ・ポリシー		学修・学生生活サイトにて明示して
イ 教育課程編成・実施の方針 / カリキ		います。
ュラム・ポリシー		
ウ 入学者の受け入れの方針 / アドミッ		
ション・ポリシー		
② 東北芸術工科大学自己点検・評価に		② 毎年度教育及び研究、組織及び運
関する規程に基づき、大学の理念・		営並びに施設及び設備の状況につい
目的及び社会的使命を達成するため		て自己点検・評価を実施し、その結
に、教育及び研究、組織及び運営並		果をHPにて公表しています。
びに施設及び設備の状況について自		
ら点検及び評価を行い、その結果を		
公表していきます。		

③ ハラスメント等の健全な学生生活を
阻害する要因に対しては、学内外を
問わず毅然かつ厳正に対処します。

③ 「学校法人東北芸術工科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」 (以下「ハラスメント防止規程」といいます。)を制定するとともによるとどの場においけることを呼びかけることを呼びかけることとの周知徹底を図っています。また、ハラスメント行為の防止を呼びかけることに対し懲戒処分が行われた場合にはに対し懲戒処分が行われた場合には原則として公表することとするとといます。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
項目(ガバナンス・コード原文) 実効性ある中期的な計画の策定・実 行・評価(PDCAサイクル)による大学 価値向上を確実に推進するため、教員 と事務職員等は、教育研究活動等の組 織的かつ効果的な管理・運営を図るた め適切に分担・協力・連携を行い、教 職協働体制を確保します。	○	大学全体の中期的な計画のPDCAサイクルを実効化させるため、教学部門及び事務局部門がそれぞれの年次計画に基づいたPDCAサイクルを回すとともに、教学及び事務局の責任者が一体となって教学全般にわたる諸課題に柔軟かつ迅速に対応するための「学長会」を設置し、教職協働体制のもと、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管
		理・運営を行っています。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント:UD

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
全構成員による、建学の精神・理念に	0	建学の精神・理念は、開学以来一貫し
基づく教育・研究活動等を通じて、本		て「東北芸術工科大学設立の宣言」を
法人の社会的価値の創造と最大化に向		通じて全構成員に共有されています。
けた取組みを推進します。		また、全国初の公設民営型4年制大学
		という成り立ちを背景とした、芸術・
		デザイン系大学としては先駆的な地域
		との連携活動と特色ある教育研究活動
		を通じ、本法人全体の社会的価値の創
		造と最大化に向けて取り組んできまし
		た。
① ボード・ディベロップメント:BD		① 監事は理事会及び評議員会におい
ア 監事は毎年度策定する監査計画と監		て自ら監査計画及び監査報告につい
査報告書を理事会並びに評議員会に		て説明を行っています。

報告します。

- ② ファカルティ・ディベロップメント:FD
- ア 3つの方針(ポリシー)の実質化と 教育の質保証の取り組みを推進する ため、教員個々の教育・研究活動に 係るPDCAを毎年度実施します。
- イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。
- ③ スタッフ・ディベロップメント: SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。
- イ SD推進に係る基本方針と年次計画を 定め、計画的な取組みを推進しま す。
- ウ 教職協働に対応するため、毎年度、 教職員の総会を開催し大学運営、教 育計画の共有を図ります。
- エ 年次計画に基づき、教職員は各自の 目標管理シートを作成し、年度ごと の点検・評価を受けることで、資質 の高度化を進めます。

② 「FD委員会」を設置し、教員の能力開発や授業方法の改善等に計画的かつ組織的に取り組んでいます。

③ 教員と事務職員等それぞれの職性にあわせた能力開発を計画的に行うとともに、教職協働体制を推進するために共通のテーマでの合同の研修も実施しています。

なお、教員、職員ともに目標管理手法による「ポートフォリオ制度」を導入しており、一人ひとりの年間目標の達成を目指すとともに、ポートフォリオに基づく上長との面談など通じて自身の資質の向上を図るツールとして活用されています。

また、新学期開始時など教学上重要な節目に開催する「教職員総会」では教員と事務職員等が一堂に会し、学長及び学部長等による年次計画・年次目標等について共有し、教学部門と事務部門双方の方向性の統一を図っています。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 認証評価	0	① 本学では、平成20 (2008) 年度及
平成16(2004)年度から、全ての大		び平成27(2015)年度に続き、令
学は、7年以内ごとに文部科学大臣		和4(2022)年度に3回目の大学機
が認証する評価機関の評価を受ける		関別認証評価を受審しました。同年
ことが法律で義務付けられました。		10月に実地調査が行われ、令和5
本法人も評価機関の評価を受審し、		(2023)年3月には「評価基準に適
評価結果を踏まえて自ら改善を図		合している」との認定を受けまし

り、教育・研究水準の向上と改善に 努めます。

- ② 自己点検・評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。
- ③ 外部評価の実施

自己点検・評価の妥当性及び適切性 について客観的な評価を得るととも に、改善の指摘及び提言を受けるこ とを目的として、第三者による外部 評価を実施します。

④ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報 及び保有する教育・研究をはじめと する各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開す ることにより、学内外の関係者及び 社会に対する説明責任を果たしま す。 た。

- ② 各学科等における教育目標及び各組織における事業目標については、PDCAサイクルによる自己点検・評価を実施しており、その結果を踏まえ次年度目標を設定することとなっています。
- ③ 自己点検・評価の妥当性等を担保するため、第三者による外部評価として「東北芸術工科大学大学後援会」の会員企業など地元産業界からの評価を受ける場を設けるとともに、教育面では、姉妹校の京都芸術大学との相互評価を実施しています。
- ④ 自己点検・評価の結果については、HPに掲載することにより、学内外を問わず公表しています。

(2) 社会貢献・地域連携

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 地域資源を活用し、社会の発展と安	0	① 本学では産学連携相談窓口として
定に貢献するため、教育・研究活動		地域連携推進課内に「共創デザイン
の多様な成果を社会に還元すること		室」を設置しており、年間100件を
に努めます。		超える学外からの相談に応じていま
		す。また、すべての学科において地
		域との連携を伴う教育を実践してい
		ることから、全学的に教育研究成果
		が地域社会に還元されています。
		② 共創デザイン室は、山形県工業技
		術センターとの連携プラットフォー
② 産官学の組織的連携を強化し、「知		ム「やまがたデザイン相談窓口"D-
の拠点」としての大学の役割を果た		link"」を創設し、毎月定期的に情報
すとともに、産学官のプラットフォ		交換を行うなどにより、地域産業へ
ームとして機能します。		の支援機能を果たしています。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、地域社会と人材育成や減災活動に取組みます。

⑤ 環境問題をはじめとする社会全体の サステナビリティを巡る課題につい て対応します。 ③ 大学附置研究機関である「文化財保存修復研究センター」による公開講座や約270社からなる「東北芸術工科大学後援会」の会員企業を対象としたセミナーの開催などを通じ、県内外の企業や社会人に対する学びの場を提供しています。

また、学内で開催される企画展や薪 能は地域の方々に開かれており、多 くの地域住民が身近に芸術やデザインに触れる機会となっています。 2年に1度本学が開催している「山形 ビエンナーレ」は、山形市内の地域 を巻き込んで展開されて全国的にも注 学主催の芸術祭として全国的にいます。 学主催の芸術祭として全国的によた 学主の機会を創出し、地方都市の 性化の一端を担っています。

- ④ 東北芸術工科大学「文化財保存修復研究センター」は、令和3年11月に文化庁の外郭団体である国立文化財機構「文化財防災センター」が毎年実施する研修会を後援し、本学を会場として開催しました。本学では、このような地域による文化財保存を担う人材育成への取り組みを積極的に推進しています。
- ⑤ プロダクトデザイン学科における サステナブルデザイン、建築・環境 デザイン学科における住宅の省エネ ルギー化及び中心市街地のリノベー ションプロジェクト、コミュニティ デザイン学科を中心としたSDGsを ベースとする地域課題解決への取り 組みなどを中心に、社会のサステナ ビリティを巡る課題に対し多面的に 取り組んでいます。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

項目(ガバナンス・コード原文) 適合状況 点検内容

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。
- ア 大規模災害
- イ 大規模な感染症
- ウ 不祥事(ハラスメント、公的研究費 不正使用等)

- ② 災害防止、不祥事防止対策に取組み ます。
- ア 学生等の安全安心対策
- イ 減災・防災対策
- ウ ハラスメント防止対策
- エ 情報セキュリティ対策
- オその他のリスク防止対策

- ① 「学校法人東北芸術工科大学危機 管理規程」に基づき各種の危機管理 に対応しています。
 - ア 「危機管理マニュアル」及び「防 災マニュアル」の整備
 - イ 危機管理対策本部会議の設置及び 感染症拡大防止ガイドラインの策定 等
 - ウ ハラスメント、公的研究費の不正 使用及び研究活動の不正行為などの 不祥事防止のための関係規程の整備 と当該規程に基づく管理運用
 - ② 災害防止及び不祥事防止には以下 のとおり取り組んでいます。
 - ア 防犯カメラ及び非常通報電話の設置等による学内防犯体制の強化
 - イ 定期的な防災訓練の実施、飲料水・食料や燃料、災害用毛布等備蓄 の確保
 - ウ ハラスメント防止規程及び相談窓 口設置に関する学生・教職員への周 知
 - エ 「学校法人東北芸術工科大学情報 ネットワーク利用規程」及び「学校 法人東北芸術工科大学ソフトウェア 管理規程」に基づく運用管理
 - オ 各種賠償責任保険への加入、内部 監査の充実、感染症拡大時の職員の 分散勤務及び在宅勤務の実施、演習 科目を含むリモート授業に関する教員のスキル向上など
 - ③ 他大学の事例などを参考としなが ら、事務局にて事業継続計画策定の 検討を進めています。

③事業継続計画の策定に取組みます。

(2) 法令遵守のための体制整備

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 全ての教育・研究活動、業務に関	0	① 「学校法人東北芸術工科大学就業
し、法令、寄附行為、学則並びに諸		規則」第4条において、教職員は
規程(以下、「法令等」という。)		「その職務の遂行にあたっては、法

を遵守するよう組織的に取組みま 令及び学校法人の諸規程を遵守しな す。 ければならない|旨を定め、入職時 研修などにおいて周知を図っていま す。 ② 法令等に違反する行為又はそのおそ ② 「学校法人東北芸術工科大学内部 れがある行為に関する教職員等から 公益通報の取扱いに関する規程 | を の通報・相談(公益通報)を受け付 制定し内部公益通報に対応する窓口 ける窓口を常時開設し、通報者の保 を明確に定めるとともに、内部公益 通報を行ったことを理由にした不利 護を図ります。 益な取り扱いを禁止することで、通 報者の保護を図っています。

第5章 透明性の確保(情報公開)

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
私立大学は、日本における高等教育の	0	学校法人の運営状況及び教育研究活動
大きな担い手であり、公共性が高く、		の取り組み状況については、HPにお
社会に質の高い重要な労働力を提供す		いて情報公開しています。また、積極
る機関であることを踏まえ、法人運		的なプレスリリースやSNSを活用した
営・教育研究活動等について、透明性		情報の発信を行うことで連日地元紙に
の確保にさらに努めます。		おいて本学の様々な取組みが報道され
私立大学は、多くのステークホルダー		ており、多様なステークホルダーに対
から支持されることが必要ですが、大		し常に情報発信がなされることで、学
学の目的は教育・研究・社会貢献等多		校法人の運営状況及び教育研究活動の
岐にわたっており、それぞれに異なる		透明性が確保されています。
ステークホルダーが存在することを踏		
まえた上で、法人運営・教育研究活動		
の透明性を確保します。		
私立大学は、高等教育を担う公共性の		
高い機関であることから、企業のよう		
に、利益を追求する「株主への説明責		
任である」との位置付けとは異なり、		
法人運営・教育研究活動の公共性・適		
正性を確保し、透明性を高める観点か		
らステークホルダーへの説明責任を果		
たします。		

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
公表すべき事項は学校教育法施行規則	0	関係法令及び日本私立大学団体連合会

(第172条第2項)、私立学校法等の法令 及び日本私立大学団体連合会のガイド ライン等によって指定若しくは一定程 度共通化されていますが、公開すると した情報については主体的に情報発信 していきます。

- ① 教育・研究に資する情報公表
- ア大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針 / ディプロマ・ポリシー
- ウ 教育課程編成・実施の方針 / カリキュラム・ポリシー
- エ 入学者受入れの方針 / アドミッション・ポリシー
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生 数、卒業又は修了者数並びに進学者 数及び就職者数その他進学及び就職 等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに 年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修 了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他 の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する 費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及 び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力
- セ 社会貢献・連携活動の状況
- ② 学校法人に関する情報公表
- ア財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ監事の監査報告書
- エ 役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く)
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書
- 1) 法人の概要

のガイドラインに準拠し、左記の各項目についてHPを通じて公表しています。

- ・建学の精神
- ・学校法人の沿革
- ・理事・監事・評議員の氏名
- ・設置する学校
- ・定員・在籍者数
- ・教職員数
- ・学校法人の所在地
- 2) 事業の概要
- ・主な事業の計画及びその進捗状況
- 3) 財務の概要
- ・収支及び財産(財産目録、貸借対照 表、収支計算書)の状況

(2) 自主的な情報公開

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
法律上公開が定められていない情報につ	0	例えば、他大学、行政機関又は企業な
いても、積極的に自らの判断により努め		どとの連携協定に関する情報や産学連
て最大限公開します。		携事業、本学が主催する各種アートプ
① 教育・研究に資する情報公開		ロジェクトなど、法律上公開が定めら
ア 大学間連携		れていない左記の項目についても、上
イ 地域連携並びに産学官連携		記(1)で定められている法令上公開
ウ 公正な研究活動		すべき項目と同様、HP等で自主的に
② 学校法人に関する情報公開		情報公開を行っています。
ア中期計画		

(3) 情報公開の工夫等

項目(ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
① 上記(1)②及び(2)②の学校法	0	① 左記の情報については事務室に備
人に関する情報については、Web公		え置き、請求があれば閲覧に供する
開に加え、事務室に備え置き、請求		ことができるようにしています。
があれば閲覧に供します。		
② 情報公開に当たっては、対象者、方		② 私立学校法第47条第2項に定める財
法、項目等を明らかにした情報公開		産目録等の閲覧に関する規程を定
方針を策定し、公開します。		め、当該規程に従って資料を閲覧に
③ 公開方法は、インターネットを使っ		供することとしています。
たWeb公開が主流ですが、閲覧者が		
多岐にわたることを考慮し、「大学		③ HPに加え「大学ポートレート」に
ポートレート」を活用するほか、大		よる情報発信を行うとともに、特に
学案内及び各種パンフレット等の媒		高校生等受験対象者に対しては大学
体も活用します。		案内やSNSなど多様な媒体を通じて

④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

- 情報公開を行っています。
- ④ 学校法人に関する情報公開については、特に財務状況の公表においてその概要に加え、各種財務諸表別に説明文を掲載するなどの工夫を行っています。